

事業化促進助成金 申請に関するQ&A

公益財団法人しまね産業振興財団 企業振興部 新事業支援課

【目次】

対象事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
対象者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
対象経費	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
申請手続き	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
審査・採択について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
交付決定後の注意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
事業完了後の注意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7

本助成金は、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程及びその他の法令、本補助金要綱の適用を受けますので、ご注意ください。

「申請に関するQ&A」も上記に基づき作成しております。

※当てはまるかどうか不明確ではない場合は、巻末の財団担当者連絡先にご相談下さい。

【対象事業】

Q1 : この助成事業の「事業化」とはどのようなものを指しますか。

A1 : 県内企業等が研究開発を行った結果、新製品や新技術による売上発生や利益率向上が実現している状態を指します。

Q2 : この助成事業の「大学及び高等専門学校」とはどのようなものを指しますか。

A2 : 大学、大学院、高等専門学校、短期大学を指します。

Q3 : この助成事業の「外部専門家」とはどのような人を指しますか。

A3 : 県内企業の研究開発における技術的課題を解決するために必要な専門的かつ実践的な知識、技術、技能等を有し、次の項目の全てに該当する方を指します。

■助成事業者内の関係者ではないこと。

■次に掲げるいずれかに該当すること。

□研究開発の事業化促進に資するノウハウ・実績・資格(技術士等)があること。

□会社の技術者として10年以上の実務経験を有すること。

□技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有すること。

□研究開発における中小企業者の支援に3年以上の経験を有すること。

※該当する方の例：製造設備メーカーの技術者の方、島根県産業技術センターの研究員の方、大学等教育機関の先生など。

※研究開発における技術的課題の解決に資する方であり、金銭面等の支援を行う方（中小企業診断士、経営コンサルタント等）は対象となりません。

※事務局である公益財団法人しまね産業振興財団の職員は対象となりません。

※自社の社員・役員・顧問等の関係者、4親等以内の親族、当社に50%以上出資している企業に在籍している方、当社が50%以上出資している企業に在籍している方については対象となりません。

Q4 : 対象事業とならないケースはどのようなものがありますか。

A4 : A1 及び A2 の内容を踏まえ、以下のような事業を想定しています。

■交付要綱第3条第1項各号のいずれかに該当するもの

■外部専門家の指導・助言を受けないもの

■研究開発要素を含まない、単純な現場改善や既存製品の軽微な改良等を行うもの

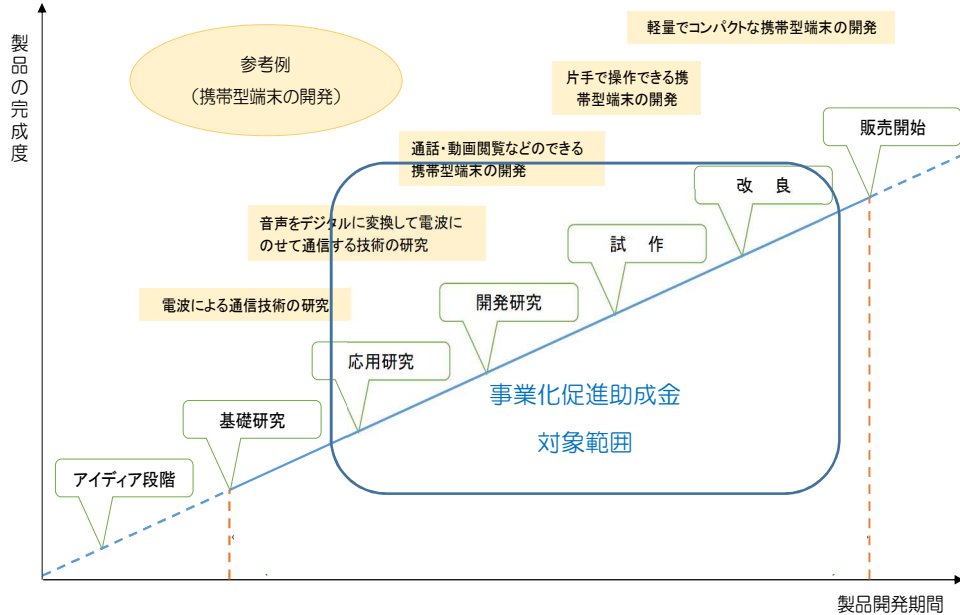
■設備導入を主な目的とした事業であるもの

■過去に採択された事業と内容が類似しているもの

Q5 : この助成事業が対象とする事業の範囲を教えてください。

A5 : この助成事業は、大学等でのシーズ研究を終える等の後、事業化に向かう研究開発段階から販売に向けた製品化・量産研究開発段階までを対象にしています。

イメージとしては以下の様なものです。



Q6 : 1年以内で終了する事業でも申請出来ますか。

A6 : 可能です。

【対象者】

Q7 : 企業の業種による制限はありますか。

Q7 : 業種による制限はありませんが、以下の2点のいずれも満たす必要があります。

- ・県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者であり、かつ製造業を営む、又は営むことを予定していること。
- ・助成事業の成果をもって新たな製品等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定していること。

Q8 : みなし大企業も対象ですか。

A8 : Q7の要件を満たしていれば対象となります。

Q9 : 県外企業でも県内に支店や工場があれば申請できますか。

A9 : 県外に本社がある企業でも、県内の支店や工場が主体となって事業を行い、Q7の要件を満たす場合は申請できます。

【対象経費】

Q10 : 助成金の申請前に支払った経費は助成金の対象となりますか。

A10 : 対象になりません。交付決定日以降に発注した経費が対象です。

Q11 : 事業実施期間の終了後に支払った経費は助成金の対象となりますか。

A11 : 対象になりません。交付決定日以降且つ助成事業期間内に支払いが完了した経費が対象となります。

Q12 : 消費税は対象経費となりますか。

A12 : 対象になりません。助成対象経費には消費税を差し引いた額を記載ください。

Q13 : 振込手数料は対象経費となりますか。

A13 : 対象になりません。振込手数料が先方負担の場合は、その金額分の値引きがあったものとみなし、手数料分を差し引いた額が対象経費となります。

Q14 : 販売する新製品の原材料や販売用の製品を生産する設備は補助対象になりますか。

A14 : 通常の営業活動や生産活動に係る経費は対象になりません。

Q15 : 試作製品が「機械装置」の場合、原材料費と機械装置費のどちらに計上すればよいですか。

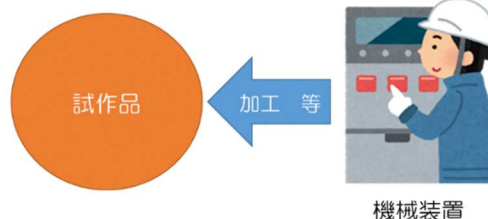
A15 : 機械装置費に計上してください。原材料費は「消耗品」であることが原則です。また、「試作品を製造するために加工等を行う機械」も機械装置費に計上してください。(イメージ図①②参照)

①開発製品が機械装置



機械装置

②試作品に加工等を行う機械装置



機械装置

Q16 : 外注費と研究開発等委託費の違いは何ですか。

A16 : 外注費とは「図面・仕様等を自社で定めてあり、その加工等を発注するもの」を指します。それ以外に他社へ依頼する費用(例：開発製品におけるデータの分析委託、パッケージデザイン料 等)は全て「研究開発等委託費」として計上してください。

Q17 : 技術導入費とは何ですか。

A17 : 自社が保有していない技術を事業で導入する際に要する費用です。具体的には、外部からの技術指導費用や、他社が保有する産業財産権(特許等)のライセンス等に係る費用を指します。

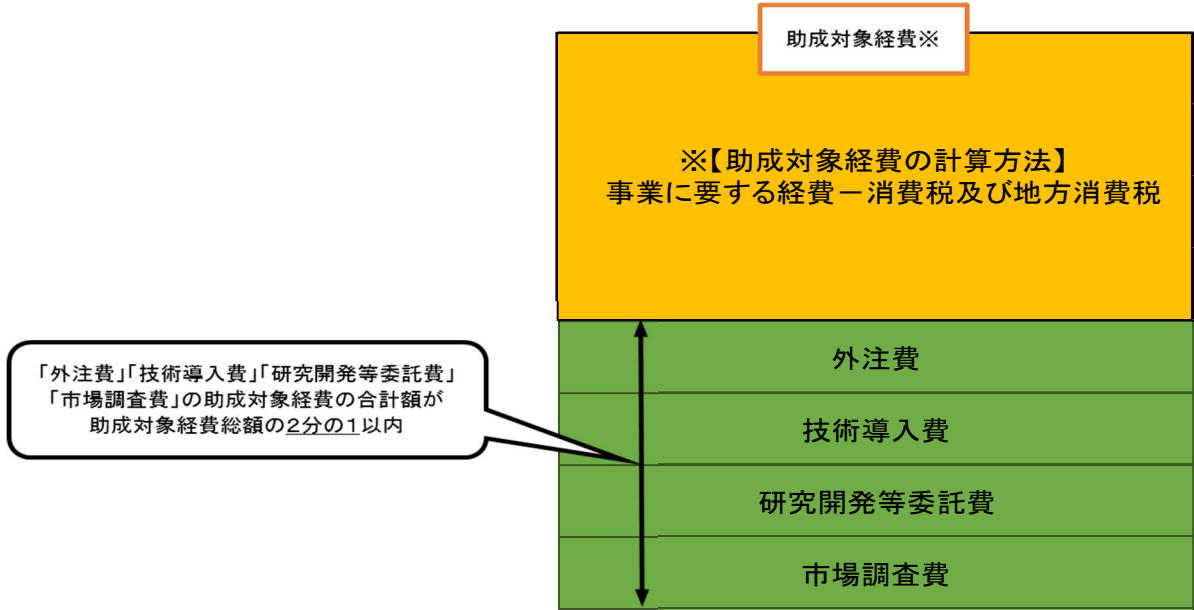
Q18 : 市場調査費とは何ですか。

A18 : 自社で直接ユーザーニーズ等の調査を行う際に発生する経費を指します。(例えば、展示会の小間料、展示会への出展における社員旅費、市場調査を他社へ依頼する経費、等です)。

Q19 : 「外注費」「技術導入費」「研究開発等委託費」「市場調査費」の助成対象経費の合計が助成対象経費総額の2分の1を超えましたが、申請できますか。

A19 : 申請できません。

本事業では、「外注費」「技術導入費」「研究開発等委託費」「市場調査費」の助成対象経費の合計が、助成対象経費総額の2分の1を超えない金額であることが申請条件となります。



Q20 : 機械装置費が助成事業に要する経費の総額の2分の1を超えましたが、申請できますか。

A20 : 申請はできますが、機械装置費が助成対象経費総額の2分の1を超える場合は、「助成事業における機械装置の意義や役割、その装置を活用した独自技術の有無」について記載した別紙(右図イメージ参照)を合わせてご提出ください。

※なお、「機械導入だけで試作品が製造できるようになる」というような『設備導入を目的』とした事業の場合は、申請は出来ません。

(例)
本事業における機械装置の必要性

機械装置の写真 もしくは イメージ図	【機械名】 ××…………
	【型番】 ××…………
【本事業における機械装置の役割】 ×××…………	
【機械装置を活用した際の独自技術の有無】 ×××…………	

Q21 : 割賦設備やリース設備は助成対象となりますか。

A21 : 当該助成事業においては、「助成期間中に支払が完了すること」が条件の一つとなっており、期間中に所有権が移転しない（お支払いが完了しない）割賦販売契約は対象外となります。リース設備につきましては、助成対象期間中に使用しお支払いが完了したものに限り対象となります。

Q22 : 共同研究とはどのようなものを指しますか。

A22 : 共同研究とは、大学等において、企業等から研究者及び研究経費等を受け入れて、大学等の教員が当該企業等の研究者と共通の課題について共同して行う研究や、大学等及び企業等において共通の課題について分担して行う研究で、大学等において、企業等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるものを指します。

Q23 : 共同研究と受託研究はどう違いますか。

A23 : Q22 のとおり、共同研究は、企業等と大学等の教員が共通の研究テーマを持ち、研究業務を分担し、あるいは、大学等が企業等の研究員を受け入れて実施します。受託研究は、企業等からの研究テーマに基づき、大学等の教員が研究を実施し、成果を委託者に報告する制度です。

■共同研究：企業等が大学等と共同して研究を実施する。

■受託研究：企業等が研究を実施しない。

Q24 : 産学連携研究費について、県外の大学等との共同研究も助成率増加の対象となりますか。

A24 : 対象となります。国内の大学、高等専門学校と共同研究契約を締結して実施する研究開発が対象です。なお、県内の大学・高等専門学校については助成率 10 分の 10、県外の大学・高等専門学校については助成率 2 分の 1 が適用されます。

Q25 : 産学連携研究費について、共同研究において機械装置、構築物、工具器具が必要な場合、購入経費も対象となりますか。

A25 : 共同研究において、当該機械装置等がないと研究できないなどといった必要性が認められる場合は対象となります。共同研究における設備の必要性や導入予定設備の概要を申請書に記載もしくは別紙にてご提出ください。

Q26 : 産学連携研究費で、共同研究における直接経費の内訳は必要ですか。

A26 : 内訳は必要となります。各機関と調整の上、内訳を作成ください。助成金の精算の際にも改めて確認させていただきます。

Q27 : 共同研究契約で大学が 50 万円を超える設備を購入し、産学連携研究費による補助が入る場合、財産の処分の制限はかかりますか。

A27 : 財産の処分の制限はかかります。事業後も助成事業者がその責を負うこととなりますのでご注意ください。

Q28 : 産学連携研究費について、公設試験場等の研究機関に支払う経費も助成率増加の対象となりますか。

A28 : 対象となりません。公設試験場等の研究機関への発注経費については「研究開発等委託費」として通常の枠内で計上してください。

Q29 : 助成対象の原材料や機械装置等を社内や関連会社から調達した場合の対象経費はいくらで計上したら良いですか。

A29 : 原則原価で計上して下さい。

【申請手続き】

Q30 : 申請にあたって必要な書類は何ですか。

A30 : 以下の書類をご提出ください。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業化促進助成金事業計画書
- (3) 会社パンフレットなどの会社概要が分かる資料
- (4) 決算書（※直近2期分の貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、個別注記表）
- (5) 納税証明書（※申請締切日より発行日が3か月以内のもの）

《注意》よくある提出書類のミス

- ① 印鑑の押し忘れ
- ② 直近の納税証明書（県税）を提出していない
- ③ 決算書内容の漏れ（特に「販売費及び一般管理費」）

締切日直前に発覚すると提出に間に合わない場合がございますので、事前にご確認ください。

Q31 : 納税証明書とは何ですか。

A31 : 県税の未納がないか確認する書類を指します。東部県民センター、西部県民センターにて納税証明書が発行されます。また、本社が県外であり本事業実施場所が島根県である事業所・工場の場合も、上記センターにて納税証明書が発行できます。

本助成金を申請される際は必ず、締切日までに発行、且つ当財団に提出してください。

Q32 : 何部提出すればよいですか。

A32 : 1部提出してください。

Q33 : 提出先はどこですか。

A33 : 以下のいずれかの住所にご提出ください。また、(2)へご提出される際は、事前に新事業支援課 助成金担当者(0852-60-5112)までご連絡ください。

(1)公益財団法人しまね産業振興財団 企業振興部 新事業支援課

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地テクノアークしまね

(2)公益財団法人しまね産業振興財団 総務部 石見事務所

〒697-0034 島根県浜田市相生町1391-8 浜田シティパーク内

※ご提出書類は、締切日必着ですので、ご注意ください。

【審査・採択について】

Q34 : 審査項目はどのようなものがありますか。

A34 : 以下のような審査項目があります。申請書及び審査会では、必ず説明してください。

(1) 製品・技術力

(2) 市場性

(3) 事業推進体制・スケジュール

(4) 新製品の売上目標・県内市場への波及効果

(5) 経営状況

Q35 : 審査会ではどのようなことを行いますか。

A35 : プレゼンテーションを行っていただきます。その後に、審査委員による質疑応答を実施いたします。

【交付決定後の注意事項】

Q36 : 交付決定後に助成金の額を増額する事は出来ますか。

Q36 : 出来ません。超過分については自社負担で対応して下さい。

Q37 : 二年にわたる事業について、一年目で余った助成金を、二年目の交付決定額に上乗せして受け取る事が出来ますか。

Q37 : 出来ません。二年目の事業は当初計画の二年目分の額が上限となります。

【事業完了後の注意事項】

Q38 : 財産処分とは何ですか。

Q38 : 助成事業の対象経費として購入したものや試作品を、事業の目的に反して他者に譲渡、交換、貸付又は担保にすることを指します。財産処分を行う際は、必ず事前に当財団へご連絡ください。

Q39 : 収益納付とは何ですか。

A39 : 法律及び交付要綱第19条の規定により、助成事業の結果により収益(収入から経費を引いた額)が生じた場合には、助成金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を財団へ返納することが必要となります。これを「収益納付」と言います。

Q40 : どのような場合に、収益納付が対象となりますか。

A40 : 助成事業終了後5年間、助成事業の実施結果について報告をしていただきます(交付要綱第18条)。その際に、ある一定の収益が生じた場合は、交付した助成金を上限として財団に納付していただきます。

収益納付の対象者の要件として、「助成対象製品・技術の売上が年間3000万円以上」等がございます。要件につきましては、交付要綱第19条をご確認ください。

※詳細につきましては、採択決定後に別途ご説明いたします。

《お問い合わせ先》

〒690-0816

島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

公益財団法人しまね産業振興財団 企業振興部 新事業支援課 助成金担当者

電話番号：0852-60-5112 / Fax 番号：0852-60-5106

E-mail：sat@joho-shimane.or.jp